

平成29年11月29日  
九州地方整備局

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：① 株式会社明興建設 【元請】  
② 株式会社新光組 【下請】  
③ 池田・明興地域維持型建設共同企業体  
業者の住所：① 熊本県熊本市西区春日5-1-2  
② 熊本県熊本市南区富合町小岩瀬240-2  
③ 熊本県玉名市天水町小天7371
2. 指名停止措置期間：平成29年11月29日 ～ 平成29年12月28日  
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、熊本河川国道事務所発注工事において、平成29年6月7日、仮橋の杭を施工中にクローラクレーンを旋回させた際に同クレーンが高さ約15mの仮橋から運転手ごと転落し、運転手（工事関係者）が負傷したものである。  
  
工事名：九州横断道（嘉島～山都）城ノ尾地区改良4期工事  
発生場所：熊本県上益城郡山都町北中島地内  
被災状況：1名（左上腕切断等）
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる株式会社明興建設及び株式会社新光組が熊本河川国道事務所発注の「九州横断道（嘉島～山都）城ノ尾地区改良4期工事」において工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第7号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。  
（「③ 池田・明興地域維持型建設共同企業体」については、「① 株式会社明興建設」を構成員に含む共同企業体であり、指名停止措置要領第2第3項を適用し、指名停止措置となる。）

<指名停止措置要領別表第1>

| 措 置 要 件   | 期 間                      |
|---|--------------------------|
| 7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2週間以上4ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 富山 昭義（内線 2511）  
（契約課直通：Tel 092-476-3509）  
企画部技術管理課長 竹下 真治（内線 3311）  
（技術管理課直通：Tel 092-476-3546）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）  
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）